

令和4年第2回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年2月4日(金)
午前10時00分開会 午前11時00分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室
3. 出席委員(農業委員13名) ※新型コロナ対策のため農業委員のみ参集
1番 中田 安義 2番 木浦 紀幸 3番 神鳥 正貴
4番 中山 誠治 5番 岡 真由美 6番 古川 憲吾
8番 梶原 安行 9番 是佐 恵美子 10番 山田 政則
11番 河井 孝之 12番 岩木 國明 13番 沖村 弓枝
14番 河野 義刀
4. 欠席委員(1名)
7番 宮本 孝博
5. 議事録署名委員
1番 中田 安義 2番 木浦 紀幸
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者
農業委員会事務局長 河内 光也
係 長 比良 大助
主任主事 武田 枝梨加
(佐伯支所) 主任専門員 西田 昭子
(吉和支所) 主任主事 平井 翔太
(大野支所) 主任主事 奥田 規之
(宮島支所) 主任主事 平岡 滋
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
(1) 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(3) 議案第 6号 非農地証明交付申請について
《報告事項》
(1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
(2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(3) 報告第 3号 農地法第3条の規定による許可処分取消の専決処理について
(4) 報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理処分
取消の専決処理について
9. その他

事務局長	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。 ただいまから令和4年第2回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名中、本日の出席委員は13名、欠席委員1名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、1番の中田委員さん、2番の木浦委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、差し替えました議案書と地図をご覧ください。 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。 それでは座って説明させていただきます。 議案書は2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページ・2ページになります。 番号14番、農地の所在地は、阿品二丁目で、登記地目は畑です。面積は1筆の6.61平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は転居予定のため耕作困難なためで、譲受人は譲渡人から借りて耕作しており譲り受けるためで、無償の所有権移転でございます。 次に番号21番、農地の所在地は、栗栖字神堂河内で、登記地目は田です。面積は3筆の1,037.21平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は破産後の財産処分のため、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。 いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。

	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 4 番の案件で中山委員さん、よろしくお願いします。
4 番委員	おはようございます。1 月 2 1 日に岩本委員と事務局とで現地調査を行いました。〇〇さんは、この地図にあります。岩鏡神社の総代をされていとの関係であり、この〇〇さんとは親戚関係です。坪数にしたら 1. 9 坪ですが、一応、岩鏡神社の敷地ということなので、この方が相談されて、もう一度移転ということで譲受けをされました。そういうことで、ほかには農地等が隣接しておりませんので、別に問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願いします。
議長	続いて、神鳥委員さん。
3 番委員	3 番の神鳥です。1 月 1 8 日、黒田推進委員、事務局 1 名、私の 3 名で現地を確認いたしました。地図は 2 ページで、赤い網かけの上が県道廿日市佐伯線 3 0 号で、右側が佐伯支所、左側が吉和方面となっております。1 0 0 メートル以内に佐伯消防団 9 分団の屯所のある近くです。譲渡人は破産後の財産処分のため、譲受人は〇〇さんで、自宅に近く耕作に便利のため、また、農業協同作業場のメンバーでもあり、何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	どうもありがとうございました。それでは、これについて、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りします。 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 それでは、議案第 5 号に移ります。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。

	議案書は2ページに総括表、4ページ・5ページに内訳、位置図は3ページから5ページになります。 番号379番、農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の1, 110平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、店舗兼住居として利用するための申請です。 次に番号12番、農地の所在地は、原字上河末の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の267平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するためですが、既に資材置場として利用しているため、てんまつ書が提出されております。 次に番号15番、農地の所在地は、友田字乙丸の第2種農地で、登記地目は田です。面積は4筆の2, 518平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 379番を是佐さん、12番を沖村委員さん、10番を河井委員さん、お願いします。
9番委員	379番について説明いたします。1月14日に登推進委員と職員さんと3人で調査を行いました。〇〇さんの土地は、山陽道のずっと上の原との境辺りにあるのですが、下平良に事務所を持っている〇〇という会社が立ち退きのために、その〇〇さんの土地へ店舗兼住宅、住居の2階建てを建てられるということです。地図は3ページになります。以上です。
13番委員	13番の沖村です。番号12番について説明します。地図は4ページです。1月18日、岡村推進委員と事務局と3名で現地調査に行きました。地図上12番の右上になるところが、〇〇さんの宅地ですが、家が空き家になっています。これと一緒に12番の土地を〇〇さんが購入されようと思っております。〇〇さんの親戚である〇〇さんの家がこの12番の左下にありまして、〇〇さんが自分の荷物を置かれていたので、顛末書が提出されております。私としては、ここの空き家とこの土地を買われて資材置場にされ、きれいに利用していただけるのだったらいいことだと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	河井委員さん。
1 1 番 委 員	1 1 番の河井です。1 5 番の農地法第 5 条の申請について説明をいたします。1 月 1 7 日に、小西委員、事務局 2 名と施工会社 2 名の説明を受けながら現地確認をいたしました。場所は地図の 5 ページで、下に行きますと渡ノ瀬ダムの入口になります。地主の〇〇さんは高齢のために、農地としての管理が難しくなったため、太陽光発電を経営する会社に所有権を移転する申請です。農地の総面積 2, 5 1 8 平米に対して、パネルの設置面積は 8 3 7 平米で、隣の農地に対して 4 メートルぐらゐは間隔を空けてパネルを設置するそうです。防草シートは一部するそうです。パネルの下の方にシートを張るようです。パネルの低いところの高さは 4 0 センチぐらゐ、高いところは 1. 5 メートルぐらゐだそうなので、そこに張るそうです。そのほかは、何回も現地確認をして、草刈りが必要ならばその都度するそうです。地元や隣の農地に対して問題のないように管理するように強く強くお願いしておきました。地図の下側は、昨年、太陽光パネルが設置してあります。上側が農地に向いておりますが、パネルの設置の高さは先ほど言いましたように、高いところで 1. 4 メートルと低いので、日陰になったり風通しが悪くなったりすることはないと思われます。周りには、フェンスを張り、危険のないようにするそうです。以上、説明いたしましたように、別段、問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。この 3 件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 6 号 非農地証明交付申請について議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 6 号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は 6 ページ、位置図は 4 ページと 6 ページから 8 ページになります。

	事前に配布しております現地確認写真が添付されている議案第6号資料①も併せてご覧ください。 番号10番、農地の所在地は、原字森宗、登記地目は田です。面積は3筆で2,094平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 次に番号13番、農地の所在地は、原字上河末、登記地目は田及び畑です。面積は2筆で981平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 次に番号18番、農地の所在地は、玖島字景浦、桑野原、登記地目は畑です。面積は2筆で224平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第6号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 10番と13番、沖村委員さん、18番を岩木委員さん、よろしく申し上げます。
13番委員	13番の沖村です。10番と13番の説明を行います。 1月18日に岡村推進委員と事務局とで現地確認に行きました。 地図は6ページです。ここは、平良と原の境目くらいのところで、この〇〇さんは、ここの赤の網線の下のところ、左下2軒ほど家があるのですが、その下側、数か月前にこの空き家と農地を売買されました。その時に今回の網線のところのが、田で耕作できるようところがなかったということでした。現地を確認に行きましたところ、ここは広いのですが、ここに入る農地のところは、人が歩くのがやっとの道しかついておらず、もう30年ぐらい耕作されておらず、川が近いのですが、ここの下のほうが全部もう竹やぶになっているようなところで、とても耕作できるようところではないなと確認いたしました。非農地としてのご理解をよろしくお願いいたします。 それから、13番です。地図は4ページです。先ほど、〇〇さんの5条で出ていましたその空き家の上にもあるのですが、ここは本当に昔、牛が通ったぐらいの道しかついていなくて、この空き家から上へ上がる道もつけようと努力はされていた跡がありました。とても高さがあるところなので、道が入らないん

	ですね。25年ぐらいでしたか、これからなかなか耕作できないということで、水も来ないしということで、写真にあるとおり、一応草は刈ったりしてらっしゃったんですけど、ここ近年は竹がどんどん繁殖してくるようなところで、これも非農地としてお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
12番委員	12番の岩木です。番号18番について現地確認の報告をいたします。地図は7ページと8ページにございます。1月17日に事務職員の方2名と、堀田推進委員と私とで確認をいたしました。非農地証明の申請ですが、所有者は、〇〇さんという方で2筆の申請です。〇〇さんは遠方に嫁がれておられますので、なかなか管理ができないということでございます。申請地の3459ですが、地図を見ていただくと7ページになります。網線がかけである下側がご実家です。ご実家の裏手になります網線の上部は畑として登記されておりますが、もう竹林という状況です。そして、もう一方のほうの3592番地の畑ですが、これは地図は8ページですね。そして、写真は先ほどの下側ですが、これももう竹林の様相を呈しております。ほとんど復旧することは不可能だと思いますので、どちらも畑で登記はされているわけですけど、非農地に該当するのではなかろうかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	今、非農地の説明がございました。この3件について、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第6号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第6号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は7ページ、位置図は9ページになります。 今月の報告は、令和3年12月11日から令和4年1月10日

	までの間に受理した１件です。議案の朗読は省略させていただきます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明をいたしました。これについて、皆さんからの質疑があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は８ページから１２ページ、位置図は９ページから１９ページになります。 今月の報告は、令和３年１２月１１日から令和４年１月１０日までの間に受理した１４件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号３５２番につきましては、農地転用の手続を行わず、既に整地しているため、始末書が提出されています。 番号３７８番については、農地転用の手続を行わず、排水路として利用しているため、顛末書が提出されております。 番号３８１番については、農地転用の手続を行わず、宅地として利用しているため、顛末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	これについて、質疑はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようであります。報告第２号 農地法第５条第１項

事務局	第 7 号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消の専決処理について報告いたします。 事務局から説明をお願いします。 報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消の専決処理について報告いたします。 議案書は 13 ページ、位置図は 15 ページになります。 今月の報告は、令和 3 年 11 月 10 日に許可処分を行ったものについて、令和 3 年 12 月 28 日に処分取消の通知をした 1 件です。 内容につきましては、議案記載のとおりであり、関連議案として 10 ページの報告第 2 号、番号 374 番があります。 取消事由につきましては、譲渡人と譲受人との間の売買契約が解約となったことによる取消しです。 以上で、報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消の専決処理について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消の専決処理について報告を終わります。 続いて、報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告をいたします。
事務局	報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告させていただきます。 議案書は 14 ページ、位置図は 15 ページです。 今月の報告は、令和 3 年 11 月 10 日に受理処分を行ったものについて、令和 3 年 12 月 28 日に処分取消の通知をした 1 件です。 内容につきましては、議案記載のとおりです。 取消事由につきましては、譲渡人と譲受人の間の売買契約が解約となったことによる取消しです。 以上で、報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について説明を終わります。
議長	取消し、何かいろいろ多いのですけれども、これについて質疑があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第

	7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告を終わります。 以上で、本日の議事を終わります。 次回、第3回農業委員会総会は3月4日金曜日、廿日市市役所7階会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
--	--

(閉会 午前11時00分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月4日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（1番委員）

廿日市市農業委員会委員（2番委員）
